

2026年度 東京大学国際卓越大学院

「教育研究創発国際卓越大学院」プログラム生募集要項

本プログラムの教育研究上の目的

本プログラムは、新たな教育研究の創発に貢献する国際的人材を育成することを目的とする。

養成する人材像

教育を対象とする先端的な調査研究および基礎的研究を実施し、過去と未来を架橋しエビデンスと明確な理念に基づいて政策立案並びに分野融合型の教育関連の先導的な理論と実践を創発し、その成果を広く社会および海外に発信する「知のプロフェッショナル」。

1. 申請資格

本プログラムに申請をすることのできる大学院学生は、教育学研究科修士課程に在籍し、2027年4月に本研究科博士課程進学予定の者で、かつ次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 本プログラムの趣旨、履修要件等のルールを十分に理解する者
- (2) 2027年度採用分の日本学術振興会特別研究員（DC1）に申請済みの者
- (3) 博士の学位記に本プログラムを修了したことが付記されることを了解する者

2. 選抜方法

プログラム生の選抜は、日本学術振興会特別研究員（DC1）申請書類の研究計画書そのプレゼンテーション、関連分野の学識を問う口述試験、研究指導者（評価者）の評価書及び履修成績等により総合的に審査する。

3. 募集人員

10名程度

4. プログラム修了要件

東京大学大学院国際卓越大学院教育プログラムに関する規則「別紙 教育課程及び修了要件〔2. 教育研究創発国際卓越大学院〕」の定めによる。

・前述の修了要件のうち、プログラム生が所属する専攻修了のための必要単位および教育研究創発国際研修単位の修得は、標準修業年限内に完了することが必要。

5. プログラム生の選抜結果発表及び採用手続

プログラム生の選抜結果の発表は、2026年7月16日（木）14時頃に、教育学研究科掲示場に掲示するとともに、申請者全員に対し選抜の結果をプログラム申請書に記載されたE-mailアドレス宛に通知する。

採用内定者は、手続書類を学生支援チーム（大学院担当）窓口で受領し、7月27日（月）迄に必要な採用手続を行うこと。所定の期間内に採用手続を行わない場合は、採用内定を辞退したものと取り扱う。

6. 申請手続

(1) 申請方法

所定の書類を、申請期間中に学生支援チーム gakuseishien.p@gs.mail.u-tokyo.ac.jp（国際卓越大学院担当）宛の電子メールに添付して提出すること。

(2) 申請期間

2026年5月21日(木)9時00分から5月26日(火)17時00分まで。

7. 提出書類等

(1) 申請者が作成し提出する書類

○プログラム申請書 1部・・・所定の用紙に所要事項を記入しファイル名は「(学生証番号)プログラム申請書」とすること。

○日本学術振興会特別研究員(DC1)申請書類の写し 1部

「申請書情報」、「申請内容ファイル」および「【研究計画】別添(特別研究員奨励費申請者にかぎる)」

※これら3点の書類は、学生支援チームにて日本学術振興会電子申請システムからダウンロードして用意するため、別途の提出不要。

(2) 評価者が作成し提出する書類

○評価書 1部・・・当該申請者のDC1申請に際し、研究指導者(評価者)が記載し学振へ提出した評価書のコピー。

※提出は上記6(1)に示されている方法により、評価者が学生支援チームへ直接送付するものとし、ファイル名は「(学生証番号)WINGS評価書」とすること。

8. 採用期間

本プログラム生の採用期間は、原則2026年9月から2030年3月までとする。

9. 経済的支援

修士課程在学中(2026年9月～2027年3月)は、卓越RA(リサーチ・アシスタント)として委嘱し、自身の研究テーマに基づく学術研究業務に対する対価として月額8万円の“報酬”を支給する。

博士課程在学中(2027年4月～2030年3月)は、月額18万円の“奨励金を支給する。

なお、日本学術振興会特別研究員(DC1・DC2)あるいはSPRING-GXプロジェクト生に採択された場合でも、プログラム生を継続することとする。また、その場合WINGS-CER奨励金は打ち切りとなる。

※WINGS履修生の経済的支援に関する重複受給については、以下の「10. 注意事項(9)」参照。

10. 注意事項

(1) 受付期間内に必要書類が完備しない申請は受理しない。

(2) 申請手続完了後は、どのような事情があっても、書類の変更は認めない。

(3) 事情により、申請手続等について変更することがある。変更があった場合は、本プログラムのウェブページで通知する。

(4) 申請にあたって知り得た氏名、住所その他の個人情報については、①履修者選抜(申請処理、選抜実施)、②採用者発表、③採用手続業務を行うために利用する。また、同個人情報は、採用者のみ、①教務関係(学籍、修学等)、②学生支援関係(就職支援、授業料免除申請等)に関する業務を行うために利用する。

(5) 申請書における記載内容について虚偽の記載をした者は、採用後においても遡ってプログラム

生であることを取り消すことがある。

(6)WINGS奨励金（支給がSPRING-GX奨励費となった者を含む）受給者は、応募資格がある場合、毎年日本学術振興会特別研究員（DC2）に応募しなければならない。

(7)卓越RA委嘱者及び奨励金受給者は、授業料免除の申請は可とする。

(8)奨励金は「雑所得」扱いとなるため、受給者は毎年確定申告を行うこと。

(9)プログラム生の経済的支援の重複受給については、次項（別紙）を参照すること。

(10)授業料免除申請について

・WINGSによる経済的支援と授業料免除が重複することは差し支えない。

(11)WINGSからの経済的支援を除き、（別紙）【前提】に示された基準に該当する場合は、当該収入が発生した時点以降、WINGS（奨励金または卓越RA）による支援は行わないものとする。

(12)その他補足

1) 本プログラム出願前に他のWINGSに合格している者は、本プログラムに出願できない。

2) 本プログラムへの出願者は、出願～合格発表の期間が重複する他のWINGSプログラムに、申請することは認められない。なお、他のWINGSプログラムに不合格となった者が本プログラムへの申請資格を有しており申請時期に間合う場合は出願することは認められる。

3) 本年度プログラムに採用されたプログラム生で、次年度引き続き博士課程に進学しなかった者はその時点でプログラム生の身分を失う。なお、その者が翌年度以降に本研究科修士課程に在学し、本プログラムへの申請資格を有している場合は、再度出願を行うことができる。

4) 今回不採択となった申請者であっても、翌年度において本プログラム申請資格を有している場合、その者は次年度に申請を行うことができる。

5) 従前にWINGS博士プログラム生として3年間活動した者が、本研究科の別専攻・コースに入学し、修士2年の5月に在学しDC1を申請している場合、その者は当該年度のWINGS-CERプログラム生に申請することはできないものとする。

11. 問い合わせ先

教育学研究科 学生支援チーム（国際卓越大学院担当）

電話：03-5841-3927

E-mail：gakuseishien.p@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

2026年3月

【WINGS-CERプログラム生の経済的支援の重複受給について】

■全学の「博士課程学生 経済的支援の重複受給のガイドライン：次項（別表）」に基づき、WINGS-CERでは次のとおり運用する。

- 【前提】支援の可否は、収入が発生した時から将来1年間に渡り収入が年間240万円程度見込まれる場合には行われなことを原則とし、総合的に判断する。
- 運用について、次の補足説明にも留意すること。

【1】 アルバイト等による報酬受給

- ・アルバイトそのものは妨げない。また、その内容について詳細な条件は定めない。
- ・原則として、自身の教育研究活動に関わるTA, RA等を想定している。
- ・過度な労働時間とならないよう十分に調整すること。
- ・アルバイト等による報酬は上述【前提】にある1年間の収入制限240万円に含まれるので、自身で適切に管理すること。

【2】 インターンシップへの参加および報酬受給

- ・インターンシップに参加し報酬を受給することは可とする。
- ・インターンシップによる収入は、自身の教育研究活動に支障が生じない限りにおいて、上述の【前提】に記載されている年間240万円程度の収入に含めない。

【3】 授業料免除申請

- ・WINGSによる経済的支援と授業料免除が重複することは差し支えない。

【4】 起業による対価

- ・WINGS生が起業し対価を得ることは可とする。
- ・起業による対価は【前提】に記載されている年間240万円程度の制限に含まれる。ただし、次の3つの条件を満たす場合は、その制限の対象外となる。
 - ①自身の教育研究活動に支障が生じないこと
 - ②自らが役員等となること
 - ③事業内容は自身の教育研究活動に関連する内容であること

【5】 その他

- ・不明な点は学生支援チーム（国際卓越大学院担当）へ相談すること。

以上

博士課程学生 経済的支援の重複受給のガイドライン

(別表)

改正令和7年12月19日
(令和8年4月1日以降適用)

前提：支援の可否は、収入が発生した時から到来1年間に渡り収入が年間240万円程度見込まれる場合には行わないことを原則とし、総合的に判断する。

制度等		博士課程学生 経済的支援			備考	
通番	名称	形態	DC	WINGS		SPRING GX
1	母国の奨学金	原資による	×	×	×	中国政府国家建設高レベル大学公派研究生項目(CSC)、外国政府派遣、等を含む。
2	日本政府(文部科学省)奨学金(研究留学生)等	給付	×	×	×	日本台湾交流協会奨学生、JICA研修員、等を含む
3	留学生受入れ促進プログラム (文部科学省外国人留学生学習奨励費)	給付	×	○	○	
4	東京大学外国人留学生特別奨学制度 (東京大学フェローシップ)	給付	×	×	×	
5	東京大学外国人留学生支援基金奨学金	給付	×	×	×	
6	東京大学海外派遣奨学事業 短期・ 超短期海外留学等奨学金	給付	△ DC単位による	○	△	当奨留学について、「SPRING GX」による連携支援を受ける場合には併給不可。
7	日本学生支援機構 海外留学支援制度(協定派遣)	給付	△ DC単位による	○	△	条件有
8	トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム	給付	△ DC単位による	○	△	条件有
9	日本学生支援機構 貸与型奨学金	貸与	×	○	○	
10	起業(「前提」に記載のある年間240万円程度を超える収入が見込まれるもの)	対価	△ DC単位による	△ 条件有	×	特に優れた業績による返還免除については、JASSOが規定する対象外となる者について確認しておくこと。 ① 自身の教育研究活動に支障が生じないこと ② 自らが役員等となること ③ 事業内容は自身の教育研究活動に関連する内容であること ※「前提」に記載のある年間240万円程度の制限の対象外とする。
11	インターンシップ	対価	△ DC単位による	○	○	インターンシップによる収入は、自身の教育研究活動に支障が生じない限りにおいて、本ガイドライン「前提」に記載されている年間240万円程度の収入に含めない。
12	民間奨学金	原資による	△	△	△	奨学金支給元の財団等の規則により、重複受給が認められない場合があるため、個別に確認が必要。
13	授業料免除	-	○	○	○	
14	アルバイト等	対価	△ DC単位による	○	○	原則として、自身の教育研究活動に関わるTA、RA等を想定している。過度な労働時間とならないよう十分に調整すること。

・ BOOST NANSについては、SPRING GXと同様の制限となる。
・ 制度等欄に記載のない制度の取り扱い等、不明な点がある場合は部局教務担当またはプログラム事務局にお問い合わせのこと。

○：重複受給が可能な
△：条件付きで重複受給が可能な
×：重複受給が不可